

議案第42号

石岡市土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成28年2月23日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提案理由

賦課徴収に対する異議申立てについて、「行政不服審査法」の例により審査請求と改めるもの。

石岡市土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する
条例

石岡市土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（平成17年石岡市条例
第131号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（賦課徴収に対する審査請求）

第6条 第3条の規定により、金銭、夫役又は現品の賦課を受けた者がその
賦課又は徴収に不服があるときは、その賦課を受けた日から3月以内に市
長に対して審査請求をすることができる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。